

2021年11月

IFRS®基準

公開草案 ED/2021/10

サプライヤー・ファイナンス契約
IAS第7号及びIFRS第7号の修正案

コメント期限：2022年3月28日

公開草案

サプライヤー・ファイナンス契約 IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の修正案

コメント期限：2022 年 3 月 28 日

Exposure Draft ED/2021/10 *Supplier Finance Arrangements* is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. Comments need to be received by 28 March 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN for this part: 978-1-914113-55-0

Copyright © 2021 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of Board publications may be ordered from the Foundation by emailing publications@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', the 'Hexagon Device', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

サプライヤー・ファイナンス契約 IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の修正案

コメント期限：2022 年 3 月 28 日

公開草案 ED/2021/10「サプライヤー・ファイナンス契約」は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年3月28日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。秘密扱いを要求したい場合には、レターを提出する前に commentletter@ifrs.org に連絡されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

ISBN: 978-1-914113-55-0

コピーライト © 2021 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、publications@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, IASB® ロゴ, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	7
[案] IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正	10
[案] IFRS 第7号「金融商品：開示」の修正	13
審議会による2021年11月公表の公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約」 の承認	15
[案] IFRS 第7号の適用ガイダンスの修正	16
公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約」に関する結論の根拠	17

はじめに

当審議会が本公開草案を公表している理由

IFRS 解釈指針委員会（委員会）は、企業が財務諸表においてサプライチェーン・ファイナンス（リバース・ファクタリング）契約に関して提供することを要求される情報についての質問を検討した。この質問を提出した信用格付機関は、自らの経験に基づいて、企業はそうした契約に関して財務諸表においてほとんど情報を提供していないと述べた。この質問に対応して、2020年12月に、委員会はアジェンダ決定「サプライチェーン・ファイナンス契約—リバース・ファクタリング」をIFRS基準において適用される要求事項を説明するために公表した。

それらの要求事項は財務諸表利用者の情報ニーズをある程度は満たそうとしているが、アジェンダ決定案に対するフィードバック（投資者及びアナリストからのものを含む）は、企業がこの形式のファイナンスに関して提供することを要求されている情報は、利用者の情報ニーズを満たすには不足していると指摘した。財務諸表利用者は、これらの契約が企業の負債及びキャッシュ・フロー（並びに流動性リスク及びリスク管理）に与える影響を理解したいと望んでいる。

本公開草案の提案

本公開草案の提案は、リバース・ファクタリング及び類似の契約に適用されるIFRS基準の要求事項（アジェンダ決定で説明されている）を補完することを意図している。IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の修正案は、それらの契約に関して注記において追加的な情報を開示することを企業に要求するものとなる。本公開草案は「サプライヤー・ファイナンス契約」という用語を、リバース・ファクタリング又は他の類似の契約を指すために使用している。提案しているIAS第7号の第44F項から第44I項は、すべてのサプライヤー・ファイナンス契約（第44G項に記述している）に適用される主要な提案を示している。

提案の影響を受けるのは誰か

修正案が影響を与えるのは、企業が仕入先に負っている金額についての資金調達を企業又は仕入先が行えるようにする1つ又は複数のサプライヤー・ファイナンス契約（提案において記述している）を買手として締結する企業である。

財務諸表利用者は、財務諸表から、サプライヤー・ファイナンス契約が企業の負債及びキャッシュ・フロー（並びに流動性リスク及びリスク管理）に与える影響を評価することを可能にする情報を入手できるであろう。

次のステップ

国際会計基準審議会（当審議会）は、本公開草案に対して受け取るコメントを検討してから、本修正案を進めるべきかどうか及びどのように進めるのかを決定する。

他の基準設定作業

米国の財務会計基準審議会には、サプライヤー・ファイナンス・プログラムの義務の開示に関するプロジェクトがあり、これはサプライヤー・ファイナンス・プログラムの使用に関しての透明性を高める開示要求の開発を目的としている。

コメント募集

はじめに

当審議会は、本公開草案に対するコメントを、特に以下に示す質問に関して、募集している。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記述された質問に回答している。
- (b) 関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 提案における翻訳が困難な文言を識別している。
- (e) 該当がある場合には、当審議会が検討すべき代替案を含んでいる。

当審議会は、本公開草案で扱っている事項についてのみコメントを求めている。

コメント提出者への質問

質問 1 — 開示要求の範囲
<p>IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の修正 [案] は、サプライヤー・ファイナンス契約を定義することを提案していない。その代わりに、IAS 第 7 号の修正 [案] の第 44G 項は、企業が本公開草案で提案している情報の提供を要求されることになる契約の特徴を記述している。第 44G 項は、当審議会の提案の範囲に含まれることとなるそうした契約のさまざまな形式の例も示している。</p> <p>結論の根拠の BC5 項から BC11 項は、この提案についての当審議会の論拠を説明している。</p> <p>この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対の場合、その代わりにどのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。</p>

質問2 — 開示目的及び開示要求

IAS 第7号の修正 [案] の第44F項は、企業が注記において、サプライヤー・ファイナンス契約に関して、当該契約が企業の負債及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価できるようにする情報を開示することを要求することとなる。

当該目的を満たすため、IAS 第7号の修正 [案] の第44H項は、企業に次の開示を要求することを提案している。

- (a) 各契約の契約条件
- (b) 各契約について、報告期間の期首及び期末現在での、
 - (i) 企業が財政状態計算書において認識している当該契約の一部である金融負債の帳簿価額及び当該金融負債が表示されている科目
 - (ii) 上記(i)に基づいて開示している金融負債のうち、仕入先が資金供給者からすでに支払を受けている金融負債の帳簿価額
 - (iii) 上記(i)に基づいて開示している金融負債の支払期日の範囲
- (c) 報告期間の期首及び期末現在での、サプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない買掛金の支払期日の範囲

第44I項は、企業が異なる契約についてこの情報を集約することは、当該契約の契約条件が類似している場合にのみ認められるとしている。

結論の根拠のBC12項からBC15項及びBC17項からBC20項は、この提案についての当審議会の論拠を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案の一部にのみ賛成の場合、何に賛成で何に反対なのかを明記されたい。提案（又はその一部）に反対の場合、その代わりにどのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

質問3 — 開示要求に追加された例示

IAS 第7号の修正 [案] の第44B項並びにIFRS 第7号の修正 [案] のB11F項及びIG18項は、サプライヤー・ファイナンス契約を、それぞれ、財務活動から生じた負債の変動に関する情報及び流動リスクに対する企業のエクスポージャーに関する情報を開示するという要求事項の中での例示として追加することを提案している。

結論の根拠のBC16項及びBC21項からBC22項は、この提案についての当審議会の論拠を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対の場合、その代わりにどのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

期限

当審議会は、2022年3月28日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。秘密扱いを要求したい場合には、レターを提出する前に commentletter@ifrs.org に連絡されたい。

[案] IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正

第44B項を修正する。第44F項から第44I項及び関連する見出し並びに第62項を追加する。削除する文言には取消線、新規の文言には下線を付している。第44A項、第44C項及び第44D項は修正していないが、参照の便宜のため含めている。

財務活動から生じた負債の変動

- 44A 企業は、財務活動から生じた負債の変動（キャッシュ・フローから生じた変動と非資金変動の両方を含む）を財務諸表利用者が評価できるようにする開示を提供しなければならない。
- 44B 第44A項の要求事項を満たすために必要な範囲で、企業は、財務活動から生じた負債の次の変動を開示しなければならない。
- (a) 財務キャッシュ・フローによる変動
 - (b) 子会社又は他の事業に対する支配の獲得又は喪失により生じた変動
 - (c) 外国為替レートの変動の影響
 - (d) 公正価値の変動
 - (da) サプライヤー・ファイナンス契約（第44G項に記述）から生じた非資金変動（例えば、将来のキャッシュ・アウトフローが財務活動によるキャッシュ・フローに分類されることとなる場合）
 - (e) その他の変動
- 44C 財務活動から生じた負債とは、キャッシュ・フロー（又は将来キャッシュ・フロー）がキャッシュ・フロー計算書において財務活動から生じたキャッシュ・フローに分類される負債である。さらに、第44A項の開示要求は、金融資産からのキャッシュ・フローが財務活動によるキャッシュ・フローに含まれる場合の金融資産（例えば、財務活動から生じた負債をヘッジする資産）の変動にも適用される。
- 44D 第44A項の開示要求を満たす1つの方法は、財務活動から生じた負債について財政状態計算書上の期首残高と期末残高との間の調整表（第44B項で特定している変動を含む）を示すことである。企業がこのような調整表を開示する場合には、当該調整表に記載した項目と財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書とを財務諸表利用者が関連付けることができるようにするための十分な情報を提供しなければならない。

...

サプライヤー・ファイナンス契約

- 44F 企業は、サプライヤー・ファイナンス契約（第 44G 項に記述）に関して、当該契約が企業の負債及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価できるようにする情報を開示しなければならない。
- 44G サプライヤー・ファイナンス契約は、1 つ又は複数の資金供給者が、企業が仕入先に対して負っている金額を支払うことを申し出ること、及び仕入先が支払を受けるのと同じ日又はその後の日に当該資金供給者に対して企業が支払を行うことに同意することが特徴である。これらの契約は、関連する請求書上の支払期日と比較して、企業に対しての支払条件の延長、又は企業の仕入先に対しての支払条件の早期化を提供する。サプライヤー・ファイナンス契約は、サプライチェーン・ファイナンス、支払債務ファイナンス、又はリバース・ファクタリング契約と呼ばれることが多い。
- 44H 第 44F 項における目的を満たすため、企業は次のことを開示しなければならない。
- (a) 各サプライヤー・ファイナンス契約の契約条件（例えば、延長後の支払条件及び提供される担保又は保証を含む）
 - (b) 各サプライヤー・ファイナンス契約について、報告期間の期首及び期末現在での、
 - (i) 企業が財政状態計算書において認識している当該契約の一部である金融負債の帳簿価額及び当該金融負債が表示されている科目
 - (ii) 上記(i)に基づいて開示している金融負債のうち、仕入先が資金供給者からすでに支払を受けている金融負債の帳簿価額
 - (iii) 上記(i)に基づいて開示している金融負債の支払期日の範囲（例えば、請求日の 30 日から 40 日後）
 - (c) 報告期間の期首及び期末現在での、サプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない買掛金の支払期日の範囲
- 44I 企業は、サプライヤー・ファイナンス契約に関して、第 44F 項における開示目的を満たすために必要な追加的な情報（例えば、第 44H 項(b)(iii)又は第 44H 項(c)に基づいて開示する支払期日の範囲が広い場合の、その範囲に関する追加的な情報）を開示しなければならない。異なる契約について企業が第 44F 項における開示目的を満たすために提供する情報を集約することを認められるのは、それらの契約の契約条件が類似している場合のみである。

発効日

...

- 62 [年 月] 公表の「サプライヤー・ファイナンス契約」(IAS 第7号及びIFRS 第7号を修正した)により、第44F項から第44I項が追加され、第44B項が修正された。企業は当該修正を「公開後に決定する日付」以後開始する事業年度にIAS 第8号に従って遡及適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

[案] IFRS 第7号「金融商品：開示」の修正

第44II項を追加する。付録Bで、B11F項を修正する。削除する文言には取消線、新規の文言には下線を付している。

発効日及び経過措置

...

44II [年 月] 公表の「サプライヤー・ファイナンス契約」(IAS第7号及びIFRS第7号を修正した)により、B11F項が修正された。企業は当該修正をIAS第7号の修正の適用時に適用しなければならない。

...

付録B

適用指針

...

金融商品から生じるリスクの内容及び程度 (第31項から第42項)

...

定量的な流動性リスク開示 (第34項(a)並びに第39項(a)及び(b))

...

B11F 第39項(c)で求めている開示を提供する際に企業が考慮するかもしれない他の要因には、企業が次のようであるかどうかが含まれる。ただし、これらに限定されるものではない。

- (a) 流動性の必要を満たすために利用できる借入枠 (例えば、コマーシャル・ペーパーの発行枠) 又は他の信用枠 (例えば、スタンバイ信用枠若しくはサプライヤー・ファイナンス契約 (IAS第7号の第44G項に記述)) の約束がある。
- (b) 流動性の必要を満たすために中央銀行に預金を保有している。
- (c) 非常に多様な資金調達源を有している。
- (d) 資産あるいは資金調達源に流動性リスクの著しい集中がある。
- (e) 流動性リスクを管理するための内部統制手続及び危機管理計画がある。
- (f) 加速化された返済条件 (例えば、企業の信用格付けの引下げの際の) を含んだ金融商品を有している。

- (g) 担保の差入れ（例えば、デリバティブについてのマージン・コール）を要求される可能性のある金融商品を有している。
- (h) 金融負債を現金（又は他の金融資産）の引渡しにより決済するか自らの株式の引渡しにより決済するかを選択を企業に認める金融商品を有している。
- (i) マスターネットティング契約の対象となる金融商品を有している。
- (j) 企業に支払条件の延長を提供するか又は企業の仕入先に支払条件の早期化を提供するサプライヤー・ファイナンス契約（IAS第7号の第44G項に記述）を有している。

審議会による 2021 年 11 月公表の公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約」の承認

公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約」（IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正を提案している）は、国際会計基準審議会の 12 名のメンバー全員により公表が承認された。

アンドレアス・バーコウ	議長
スザンヌ・ロイド	副議長
ニック・アンダーソン	
タデウ・センドン	
ザック・ガスト	
陸 建橋	
ブルース・マッケンジー	
ベルトラン・ペラン	
トーマス・スコット	
鈴木 理加	
アン・ターカ	
メアリー・トーカー	

[案] IFRS 第7号「金融商品：開示」の適用ガイダンスの修正

IG18項を修正する。削除する文言には取消線、新規の文言には下線を付している。

金融商品から生じるリスクの内容及び程度 (第31項から第42項及びB6項からB28項)

…

定量的開示（第34項から第42項及びB7項からB28項）

IG18 第34項によりリスク集中に関する定量的データの開示が要求される。例えば、信用リスクの集中は次の事項から発生する可能性がある。

- (a) 業種。企業の相手方が（小売りや流通などの）1つ又は複数の業種に集中している場合、相手方の各集中度から発生するリスク・エクスポージャーを個別に開示する。
- (b) 信用格付けや他の信用度の測定。企業の相手方が、1つ又は複数の信用特性（有担保貸付や無担保貸付など）あるいは1つ又は複数の信用格付け（投資適格や投機的格付けなど）に集中している場合、相手方の集中から発生するリスク・エクスポージャーを個別に開示する。
- (c) 地理的分布。企業の相手方が、1つ又は複数の地域市場（アジア又は欧州など）に集中している場合には、相手方の集中から発生するリスク・エクスポージャーを個別に開示する。
- (d) 限られた数の個別相手方又は密接な関係にある相手方

流動性リスクや市場リスクを含め、その他のリスクの集中度を識別する場合にも同様の原則が適用される。例えば、流動性リスクの集中は金融負債の償還条件、借入の供与機関、資産を流動化する特定市場への依存、又は企業が当初は仕入先に対して負っていた金融負債の一部を資金供給者に集中させる結果となるサプライヤー・ファイナンス契約（IAS 第7号の第44G項に記述）から発生することがある。ある企業が単一外貨に純額ベースで多額のオープン・ポジションを保有するか、連動性が高いいくつかの通貨に純額ベースでオープン・ポジションを保有するときに外国為替リスクの集中が発生する。

公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約」に付属しているが、その一部を構成するものではない。本公開草案を開発した際の国際会計基準審議会（当審議会）の考慮事項を要約している。個々の審議会メンバーにより、いくつかの要因に置くウェイトは異なっていた。

背景

BC1 IFRS 解釈指針委員会（委員会）は、ある信用格付機関から寄せられた質問を検討した。企業がサプライチェーン・ファイナンス（リバース・ファクタリング）契約に関して財務諸表において提供することを要求される情報に関するものである。委員会は次のことを質問された。

(a) 関連する請求書がリバース・ファクタリング契約の一部である場合に、企業は受け取った財又はサービスに対して支払う負債をどのように表示することを要求されるのか

(b) リバース・ファクタリングに関するどのような情報を、企業は財務諸表において開示することを要求されるのか

BC2 この質問に対応して、2020年12月に委員会はアジェンダ決定「サプライチェーン・ファイナンス契約—リバース・ファクタリング」を公表した。IFRS 基準はサプライチェーン・ファイナンス（又はリバース・ファクタリング）契約への明示的な言及をしていないが、このアジェンダ決定は、そうした契約に適用される次のことについての要求事項を説明している。

(a) 財政状態計算書における負債の表示

(b) キャッシュ・フロー計算書におけるキャッシュ・フローの表示

(c) 注記における財務活動、流動性リスク及びリスク管理の開示

BC3 アジェンダ決定で説明しているように、IFRS 基準はすでにリバース・ファクタリング契約に関して財務諸表利用者の情報ニーズの一部を満たす要求事項を含んでいる。財務諸表の理解への目的適合性がある範囲で、企業はすでに、リバース・ファクタリング契約の一部である負債を区分して表示し、そうした負債に適用している会計方針を開示することを要求されている。また、企業はそれらの契約から生じる流動性リスクに対するエクスポージャーに関して、企業が晒されているリスクの性質及び程度を財務諸表利用者が評価できるようにする情報を注記において開示することも要求されている。

BC4 当審議会は、アジェンダ決定が、企業がIFRS 基準の現行の要求事項を適用する際に、リバース・ファクタリング契約に関する目的適合性のある情報を提供するのに役立つと期待している。しかし、当審議会は、現行の開示要求の的を絞った修正をしないと、財務諸表利用者は、当該契約の影響を理解するために必要な情報の一部を財務諸表から入

手することができない可能性があり、したがって、ある企業を他の企業と比較することが妨げられる可能性があるという情報を受けた。当審議会は、IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS 第7号「金融商品：開示」を修正し、リバース・ファクタリング及び類似の契約に関する開示要求を追加して、IFRS 基準における現行の要求事項を補完する方法で利用者の情報ニーズを満たすようにすることを提案している。

IAS 第7号の修正案

開示要求の範囲

- BC5 実務において、「サプライチェーン・ファイナンス」という用語は企業の運転資本に関連する広範囲のファイナンス契約を指す場合がある。サプライチェーン・ファイナンスは通常、企業が仕入先に対して負っている金額について資金を供給する契約（支払債務ファイナンス又はリバース・ファクタリング契約など）に限定されているが、この用語はより幅広く債権及び棚卸資産（BC11 項参照）の資金を供給する契約を指すために使用される場合もある。したがって、当審議会は、提案の範囲（企業が仕入先に対して負っている金額について資金を供給する契約に限定されている）を反映するため、「サプライヤー・ファイナンス契約」という用語を使用することを決定した。
- BC6 当審議会は、サプライヤー・ファイナンス契約の詳細な定義を開発しようとするのではなく、提案している開示の範囲に含まれる契約の種類を説明することを決定した。サプライヤー・ファイナンスの実務及び契約は、時とともに進化する可能性がある。詳細な定義は、新しい実務及び契約が発展するにつれて時代遅れとなるリスクがある。範囲に含まれる契約を定義するのではなく説明するという当審議会のアプローチは、財務諸表利用者の特定の情報ニーズを生じさせるそうした契約の特徴を捕捉する方法で提案を組み立てることを可能にする。

サプライヤー・ファイナンス契約

- BC7 企業は財及びサービスを仕入先から合意した支払条件で購入する。買手はそれから1つ又は複数の資金供給者と契約を締結する。この契約は通常、資金供給者が、買手が財又はサービスに対して支払義務のある金額を支払うより前の日において、買手の仕入先に対して支払を行うことを申し出ることが特徴である。
- BC8 当審議会は、さまざまな種類のサプライヤー・ファイナンス契約を検討し、それらはさまざまな方法で構成される場合があることに留意した。例えば、
- (a) 契約は企業が資金供給者から与信の延長を得るものではない場合がある。すなわち、企業は契約の一部である請求書を仕入先と交渉した期日に決済する。しかし、仕入先（契約の当事者である）は、資金供給者から請求書上の期日より早く、割り引いた金額で支払を受けることを選択できる。企業は、締結しているサプライヤー・ファイナンス契約を踏まえて支払条件の延長を仕入先と交渉している場合もあれば、そうでない場合もある。

サプライヤー・ファイナンス契約

(b) 契約は企業が資金供給者から与信の延長を得るものである場合がある。すなわち、企業は資金供給者に、請求書上の期日より後の日に請求金額よりも多い金額を支払い、資金供給者は仕入先に、企業が負っている金額を請求書上の期日に支払う。

BC9 企業はサプライヤー・ファイナンス契約をさまざまな理由で締結する場合がある。通常、これらの契約が目的としているのは、運転資本を改善すること（例えば、支払条件の延長を通じて）、及び、追加的に又は代替的に、企業の仕入先を支援すること（例えば、代替的なより手頃なファイナンスを通じて）である。

BC10 当審議会は、サプライヤー・ファイナンス契約の記述を、企業が仕入先に対して負っている金額の資金をリバース・ファクタリング契約と同様の方法で供給するすべての契約を捕捉する方法で行うことを決定した。契約の形式や名称の相違は、開示要求が適用されるかどうかに影響を与えない。したがって、サプライヤー・ファイナンス契約の特徴（IAS 第 7 号の第 44G 項に記述）を有するすべての契約は、提案している新しい開示要求の対象となり、これは企業が関連する負債及びキャッシュ・フローの表示及び分類を財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書においてどこで行うか及びどのように行うかを問わない。

債権又は棚卸資産の資金を供給する契約

BC11 当審議会は、本プロジェクトの範囲に、債権又は棚卸資産の資金の供給に直接関連する契約を含めるべきかどうかを検討したが、含めないことを決定した。本プロジェクトの範囲に債権及び棚卸資産のファイナンス契約を含めると、当該契約についての財務諸表利用者の考え得るべきを絞った情報ニーズの評価が必要となる。そうした情報ニーズは、サプライヤー・ファイナンス契約に関する利用者の情報ニーズと完全に一致する可能性は低い。したがって、範囲を広げると、サプライヤー・ファイナンス契約について要求される開示の改善（投資者及びアナリストが必要としていると当審議会が聞いている）が遅れる可能性がある。さらに、IFRS 基準における他の要求事項の中で、IFRS 第 7 号の第 42A 項から第 42H 項が一部の種類の債権ファイナンス契約に適用される。これらの各項は、全体が認識の中止となるわけではない金融資産の譲渡及び譲渡資産に対する継続的関与についての開示要求を含んでいる。

開示目的及び開示要求

BC12 財務諸表利用者は、基準設定を要する情報ニーズを強調した。企業のサプライヤー・ファイナンス契約についての追加的な情報がないと、財務諸表利用者は次のことを行うのが困難と考えている。

(a) 企業の債務の合計金額及び条件を分析すること（特に、当該契約の一部である金融負債が買掛金又はその他の未払金に分類されている場合）

(b) サプライヤー・ファイナンス契約から生じる営業キャッシュ・フロー及び財務キャッシュ・フローを識別すること（当該契約が企業のキャッシュ・フロー及び関連する財務比率にどのように影響を与えるのかの理解に影響する）

- (c) サプライヤー・ファイナンス契約が流動性リスクに対する企業のエクスポージャーに与える影響を理解すること
- (d) サプライヤー・ファイナンス契約を利用している企業の財務諸表を、利用していない企業の財務諸表と比較すること

BC13 サプライヤー・ファイナンス契約に関して利用者の情報ニーズを満たす情報を提供することを企業に要求するために、当審議会は提案している第 44F 項及び第 44H 項に示した開示目的及び開示要求を開発した。提案している新たな開示要求は、IFRS 基準における現行の要求事項を補完するように設計されている。当審議会の目的は、企業に過大な量の追加的情報の提供を求めることなく財務諸表利用者に最大の便益を提供することであり、言い換えると、この提案は、企業等にとっての適用コストを財務諸表利用者にとっての情報の便益とバランスの取れたものとするを意図している。

BC14 当審議会は、開示の提案を開発した際に 2 つの目的を識別した。第 1 に、当該情報は、サプライヤー・ファイナンス契約が企業の負債及びキャッシュ・フローにどのように影響を与えるのか（当該契約の対象となっている金融負債の金額と、フリー・キャッシュ・フローや支払日数などの主要な財務比率に対する影響の両方に関して）を財務諸表利用者が評価できるようにすることを意図している。第 2 に、当該情報は、サプライヤー・ファイナンス契約が資金調達源の集中を通じて流動性リスクに対する企業のエクスポージャーに与える影響、及び当該契約が利用可能でなくなったとした場合に企業がどのように影響を受けるのかを財務諸表利用者が理解できるようにすることを意図している。具体的には、

- (a) 各サプライヤー・ファイナンス契約の契約条件の開示（提案している第 44H 項(a)参照）は、サプライヤー・ファイナンス契約の存在を識別し、それらの性質を説明する。
- (b) 企業の財政状態計算書に認識されている各契約の一部である金融負債の帳簿価額及び当該負債が表示されている科目の開示（提案している第 44H 項(b)(i)参照）は、企業の会計方針（BC3 項参照）とともに、契約の規模を示し、企業が当該契約の一部である金融負債を財政状態計算書のどこに表示しているのかを財務諸表利用者が識別するのに役立つ。
- (c) 企業の財政状態計算書に認識されている各契約の一部である金融負債の帳簿価額の開示（提案している第 44H 項(b)(i)参照）は、これらの負債のうち仕入先が資金供給者からすでに支払を受けている負債の帳簿価額（提案している第 44H 項(b)(ii)参照）とともに、企業の債務並びに営業キャッシュ・フロー及び財務キャッシュ・フローに対する結果的影響を財務諸表利用者が分析するのに役立つ。
- (d) 各契約の一部である金融負債とそうでない買掛金の両方の支払期日の範囲の開示（提案している第 44H 項(b)(iii)及び第 44H 項(c)参照）は、各契約の契約条件（提案している第 44H 項(a)参照）とともに、各契約が企業の支払日及びキャッシュ・

サプライヤー・ファイナンス契約

フローに与える影響を財務諸表利用者が評価するのに役立つ。例えば、サプライヤー・ファイナンス契約の使用の増大により営業キャッシュ・フローがどの程度改善するのかの評価に役立つ。支払期日は契約の一部である負債とそうでない買掛金とは異なるからである。

- (e) 仕入先がすでに資金供給者から支払を受けている金融負債の帳簿価額の開示（提案している第 44H 項(b)(ii)参照）は、どの程度まで企業が支払条件の延長を利用したのか又は仕入先が支払条件の早期化を利用したのかに関する情報を提供する。当該情報は、サプライヤー・ファイナンス契約が流動性リスクに対する企業のエクスポージャーに与える影響及び当該契約が利用可能でなくなったとした場合に企業がどのように影響を受ける可能性があるのかを財務諸表利用者が理解するのに役立つ。
- (f) 各報告期間の期首現在及び期末現在の情報の開示は、各サプライヤー・ファイナンス契約が企業の負債及びキャッシュ・フローに与える影響の変動及び趨勢を財務諸表利用者が識別し評価するのに役立つ。

BC15 当審議会は、下記の開示を提案することを検討したが、提案しないことを決定した。

- (a) 企業が契約を締結した理由。当審議会は、このような開示の提供を要求とした場合、企業は有用となる可能性の低い画一的な（又は一般化された）情報を提供するであろうと予想している。
- (b) 契約の設定及び仕入先に対する支払条件の早期化の設計に企業が関与している程度。当審議会は、企業が各契約の契約条件に関する情報を開示するという提案している第 44H 項(a)の要求は、大半の情報ニーズを満たすのに十分であろうと結論を下した。契約の設定又は条件の設計への企業の関与に関する情報は、追加的な価値がほとんどないであろう。

財務活動から生じた負債の変動

BC16 財務諸表利用者は、サプライヤー・ファイナンス契約が企業の営業キャッシュ・フロー及び財務キャッシュ・フローに与える影響を理解するのが困難と考えている。この点での助けとするため、当審議会は、IAS 第 7 号の第 44B 項においてサプライヤー・ファイナンス契約を例示として追加することを決定した。サプライヤー・ファイナンス契約から生じる財務活動から生じた負債の非資金変動に関する情報を提供することの意義を強調するためである。例えば、企業は財及びサービスを仕入先から購入し、仕入先に対して負っている金額を決済するための将来のキャッシュ・アウトフローを、通常は営業活動によるキャッシュ・フローに分類する。企業が仕入先に対して負っている金額がサプライヤー・ファイナンス契約の一部となる場合には、アジェンダ決定（BC2 項参照）は、企業は、契約の契約条件を考慮した後に、負っている金額を決済するための将来のキャッシュ・アウトフローを営業活動又は財務活動のいずれかから生じたものとして分類すると説明している。企業がこの将来のキャッシュ・アウトフローを（財務活動によるキャッシュ・インフローを報告せずに）財務活動によるキャッシュ・フローに分類する場合、その結果は、財務活動から生じた負債の非資金変動が生じているということで

ある。そのような非資金変動は、第44B項の修正案で強調している開示がないと、財務諸表利用者にとって明らかではない可能性がある。

開示要求に準拠するためのコスト

BC17 BC13項からBC14項は、IAS第7号の修正案に示した開示目的及び関連する要求事項の便益を説明している。

BC18 当審議会は、提案している第44H項(a)、第44H項(b)(i)、第44H項(b)(iii)及び第44H項(c)に従って開示すべき情報は、すでに企業が利用可能であり、したがって、修正案の適用は影響を受ける企業に重大なコストを生じさせないであろうと予想している。

BC19 一部のサプライヤー・ファイナンス契約については、企業は現在、提案している第44H項(b)(ii)に従って開示される情報（仕入先がすでに資金供給者から支払を受けている金融負債の帳簿価額）を入手していない。しかし、当審議会は次のように予想している。

(a) 資金供給者は、一般的に資金供給者のサービスを利用する買手がこの情報を利用可能となるようにすることができるであろう。すなわち、当該情報が現時点で提供されていなくても、最終的な修正の発効日の前に買手に利用可能とすることができる。一部の契約については、資金供給者が提供できる情報に制限がある可能性があるが、そうした制限は、資金供給者が当該情報を集約した匿名ベースで提供することを妨げる可能性は低いであろう。当審議会はまた、資金供給者が企業のために支払代理人として行動する（かつ、関連する負債を企業が引き続き買掛金又はその他の未払金として表示する）範囲では、企業はこの情報を支払代理人から入手できるであろうと予想している。

(b) 財務諸表利用者にとっての当該情報の便益はコストを上回るであろう。BC14項は、提案している開示要求のパッケージの中でのこの情報の便益を示している。財務諸表利用者からのフィードバックは、サプライヤー・ファイナンス契約に関する透明性（及び、特に、仕入先がすでに資金供給者から支払を受けている金融負債の帳簿価額に関する透明性）の意義を強調していた。企業の債務の金額及び性質並びに営業キャッシュ・フロー及び財務キャッシュ・フローに対する結果的影響を分析するのに役立つためである。

財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書における分類及び表示

BC20 当審議会は、IAS第1号「財務諸表の表示」に、提案している要求事項の範囲に含まれる金融負債の性質が、買掛金（企業の運転資本の一部である）又は他の金融負債の性質と類似しているのか異質であるのかを評価するのに役立つための要求事項を追加すべきかどうかを検討した。当審議会はまた、IAS第7号に、キャッシュ・フローがいつ発生したのかを識別する方法を明確化するため（例えば、資金供給者が企業のために支払代理人として行動する場合の評価に役立つため）の要求事項を追加することも検討した。当審議会の考えでは、財政状態計算書における負債の分類及び表示又はキャッシュ・フロー計算書におけるキャッシュ・フローの発生及び分類についてのプロジェクト

サプライヤー・ファイナンス契約

は、サプライヤー・ファイナンス契約（これらの提案で記述している）に関連するものよりも広範囲の負債及びキャッシュ・フローを考慮することが必要となるであろう。したがって、当審議会は、財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書における分類及び表示を本プロジェクトの一部として扱わないことを決定した。

IFRS 第 7 号の修正案

- BC21 アジェンダ決定（BC2 項参照）は、リバース・ファクタリング契約は流動性リスクを生じさせることが多いと述べている。そうした契約を締結することによって、企業は通常、負債の一部を 1 つ又は少数の資金供給者（多様な仕入先のグループではなく）に集中させている。したがって、当該契約がストレス時に取り消されるとした場合（資金供給者は通常、取消しを短期間の通知で行うことができる）、その取消しは企業のキャッシュ・フローに対する圧力を増大させ、期限到来時に企業が負債を決済する能力に影響を与える可能性がある。仕入先もストレス時に顧客（企業）と支払条件を再交渉することができるか又は再交渉したくなる可能性があるが、資金供給者（自己資本比率規制の対象となっている）は、それほど柔軟となることができないか又はそうしたくない可能性がある。
- BC22 財務諸表利用者は、流動性リスクに対する企業のエクスポージャー及びリスク管理にサプライヤー・ファイナンス契約が与える影響を評価するのに役立つための情報を必要としている。IFRS 第 7 号における流動性リスクの開示要求（認識済み及び未認識の金融商品に適用される）はすでに包括的であり、当審議会は本プロジェクトの一部としてそれらに追加する必要はないと考えている。それでも、当審議会は、IFRS 第 7 号における流動性リスクの開示要求の中で、サプライヤー・ファイナンス契約を例示として追加することを決定した。これらの契約に関する流動性リスクの情報を提供することの意義を強調するためである。

経過措置

IFRS 基準をすでに適用している企業

- BC23 IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」は、遡及適用が実務上不可能である場合を除き、IFRS 基準書（又はその修正）の適用開始を遡及的に行うことを企業に要求している。
- BC24 当審議会は、本修正案を IAS 第 8 号に従って遡及適用することを企業に要求することを決定した。移行時に、修正がずっと適用されてきたかのように比較情報を提供することを企業に要求することの便益は、コストを上回るであろう。その理由は、
- (a) 比較情報は、企業の負債及びキャッシュ・フロー並びに流動性リスクに対する企業のエクスポージャーにサプライヤー・ファイナンス契約が与える影響の変動及び趨勢を財務諸表利用者が識別し評価するのに役立つであろう。

(b) 当該情報の入手のコストは過大にはならないと見込まれる。

初度適用企業

BC25 当審議会は、この修正は開示のみという性格であるため、初度適用企業（IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」で定義）に対しての免除を設ける理由はないと結論を下した。